○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市小友町三六地割二六九の二、二六九の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町老松字照盛六七、六八、六九の一、一〇一の三、一〇三の一、一〇六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町油島字猪岡西六五の四、花泉町花泉字馬場六一の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○国土交通省告示第五十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇六二号	阿部　朝雄	埼玉県	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六三号	池野　洋平	奈良県	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六四号	白水　隆	東京都	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六五号	藤田　裕	高知県	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六六号	柏木　伸二	東京都	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六七号	山本　雄生	愛知県	平成二十九年一月十八日	東京湾水先区
第二〇六八号	日向　岳	熊本県	平成二十九年一月十八日	内海水先区
第二〇六九号	田中　秀二	三重県	平成二十九年一月十八日	内海水先区
第二〇七〇号	栗阪　肇	兵庫県	平成二十九年一月十八日	内海水先区

○国土交通省告示第五十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・一七パーセント」を「〇・一九パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年一月十六日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ハ及びニ、第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年一月二十七日

環境大臣　山本　公一

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第二号イに掲げるＹ類物質と同程度に有害である物質は、アクリル酸アルキル、スチレン及びメタクリル酸アルキルの共重合体（分子量が三十万以上六十万以下のもの及びその混合物に限る。）とし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、一とする。